

多賀城市職員の服装ガイドライン

職員服務規程（昭和 61 年訓令第 3 号）第 11 条第 4 項に定める公務員の品位の確保（市民からの信頼）と職員の働きやすさを両立するため、T P O に合わせた服装選択をするためのガイドラインを作成しました。

※ T P O : Time（時）、Place（場所）、Occasion（場面）の意味

1 策定の目的

(1) 市民からの信頼性を高める取り組み

適切な服装選択は市民からの信頼獲得につながります。会議等の場でのスーツスタイルだけでなく、イベント時のユニフォームの着用等、市民の目を意識しながら、T P O に合わせる事が重要です。

(2) 個性を認める魅力的な職場づくり

適切な基準の中で、小物や色使いで個性を表現することが可能な魅力ある職場は、活気にあふれた良い印象を当てることにつながります。

(3) 健康維持、作業能率の向上

快適な服装は熱中症等のリスク予防になるだけでなく、作業能率も向上し、庁舎全体のエコにもつながります。

2 服装選択の留意点

(1) 式典や議会への出席等、社会通念上必要とされる場合にはネクタイ、上着を着用してください。

(2) 香水、柔軟剤等は適度に使用し、香害、スメルハラスメントにも注意してください。

(3) 名札（職員証）は必ず相手から見える位置に着用すること。

(4) 市が主催する会議等で市職員が軽装で対応する場合は相手方にもその旨を知らせてください。

(5) 服装の種別によらず清潔感を与える身だしなみを心掛け、色あせや変色のある服、ペットの毛やほこりが過度に付着した服、襟や袖口の擦れた服を着用しないように注意しましょう。

※保育士や発掘作業員等、服装に関する目安のある職員は当該職務に適した服装を優先してください。

3 具体的な例

【シーン別】

●フォーマル (シャツ、スラックス、スカート、革靴、 パンプス、ネクタイ)	議会・委員会への出席 式典や外部の会議 重要な渉外業務
●オフィスカジュアル (ポロシャツ、ブラウス、チノパン)	事務作業中 窓口対応 内部の会議
●ワークカジュアル (作業着、Tシャツ、ジャージ)	イベント 屋外作業

【服装の例】

	推奨例	適さない例、配慮が必要な例
服装 (上)	ワイシャツ ポロシャツ タートルネック カーディガン セーター Tシャツ(市に関連するグッズ等 又は無地・小さなロゴのもの)	柄や大きなプリントがあるシャツ、Tシャツ スウェット 肌の露出が多いもの 透ける素材を使用したもの
服装 (下)	スラックス チノパン スカート(丈の短くないもの)	ジーンズ ジャージ 腰位置が低いズボン(腰履き) 肌の露出が多いもの
靴	革靴 スニーカー ローファー	踵が固定されないもの(スリッパ、サンダル、ミュール) スニーカー(蛍光色等派手なもの)
アクセサ リー	腕時計(派手でないもの) 結婚指輪、シンプルな指輪 来客対応等、業務にふさわしい範 囲のもの	過度に大きいアクセサリー 派手なデザインのもの 業務遂行や安全管理の妨げとなるもの
ネイル	短く整え控えめな色	長すぎるもの 色やデザインが派手なもの
カラーコ ンタクト	自身の瞳の色を大きく変えない範 囲	瞳の色が大きく変わるもの
ひげ	整えられ清潔感のあるもの	無精ひげ
頭髮	派手でなく、清潔感のあるもの 視界が確保できるもの	極端に明るい色、デザイン性があるもの (インナーカラー、ハイライト)、派手 なもの

※上記例は参考です。この例を参考に、職員として節度ある恰好をお願いします。